答 弁 第 三 九 号昭和二十四年十一月二十五日

内閣衆甲第一〇一号

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議員井上良二君提出薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付す

衆

議

院議長

幣

原

喜

重

郎

殿

る。

(質問の 三九)

衆議院議員井上良二君提出薪炭需給調節特別会計の赤字に関する質問に対する答弁書

政府は会計検査院の決算はこれを承認する。

会計検査院法に基き会計検査院 の審査した決算上の数字と森農林大臣の発表 した数字との相違は次の

如き根拠に基くものである。

即ち、 決算上の数字は、 薪炭需給調節特別会計令第十七條の規定に従つて、 各年度に未実現收益 を計

上して算出したものであり、 森農林大臣 の示した数字は、 般企業会計の通則に従つて未実現收益 を計

上しないで算出したものである。

二十三年度末 の赤字累計二十三億八千万円という数字も右と同様に一 般企業会計の方式に従つて各年

度それぞれ算出した結果の数字である。

各年度国会の承認を得た決算は、 薪炭需給調節特別会計法に従つて行つたものであり、 決して不当で

もないし又偽裝でもない。

右答弁する。